

学校教育の 基本判例

20

教育法令理論研究会

定期健康診断におけるエックス線
検査受検命令の適法性と相当性

—命令拒否に対する減給処分の取
消請求が棄却された事例—

最高裁平成一三年四月二六日判決・判例時報
一七五一号一七三頁

問題の所在

結核予防法第七条第一項及び労働安全衛
生法第六六条第五項では、労働者に対して
それぞれ健康診断の受診義務を課している。
これに対して、学校における教職員の健康
診断については、学校の保健管理及び安全

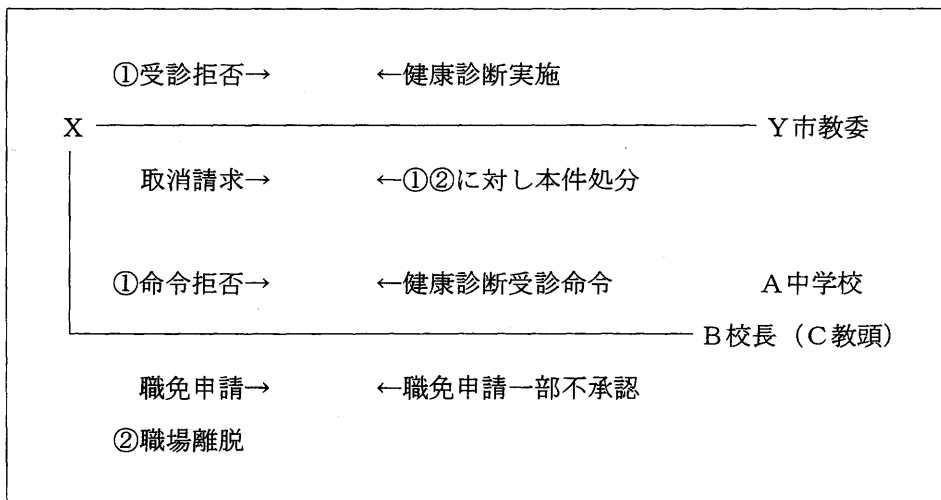
管理に関する事項の一として、学校保健法
第八条以下に規定されているが、同法は学
校の設置管理者に健康診断の実施を義務付
けているのみで、教職員自身の受診義務自
体については特に明記していない。このた
め、学校における教職員及び児童生徒の保
健管理及び安全管理を理由として、エック
ス線検査を典型とする健康診断の受診を学
校管理者が教職員に職務命令として強制で
きるかが、解釈上の問題となる。

本稿では、市立中学校の教員がエックス
線検査の受診命令を拒否したこと等により
減給処分を受けたという事例を取り上げ、
教職員に対する学校管理者の健康診断受診

事件の概要

命令の適法性と相当性について考えてみ
る。

【事実関係図】



原告Xは、昭和五四年四月から同五九年三月まで、市立A中学校に教員として勤務していた者である。被告Y市教委は、同五八年四月二五日、教職員定期健康診断の一環として結核の有無に関するエックス線検査を実施し、同中学のB校長は教職員に受診を命じたが、Xは、病氣治療のため過去のエックス線暴露が多くこれ以上の暴露を避けたい旨を表明し、これを受診しなかった。その後、公務等の都合で上記のエックス線検査を受診できなかった者を対象とする再度のエックス線検査が同年五月二三日に実施され、B校長は、Xに対しこれを受診するように命じたが、Xは同様の理由を挙げて受診を拒否し、さらにその後実施された市役所での未受検者検診についても受診をしなかった。

B校長は、Y市教委とも相談の上、同年六月二〇日、Xに対し、文書を交付してエックス線検査の受検を命じたが、Xはこれにも従わなかった。また、Y市教委は、同年八月二二日、Xに対し、医学的にみて受

診することができない理由があるのであれば医師の証明書を提出するか、またはエックス線撮影を受診するかをし、その結果を同月三〇日までに提出するよう伝え、Xはいったんは医師の証明書を提出することを約したが、同証明書の提出もエックス線検査の受検もしなかった。なお、Xは、同年三月二二日に、県保健所で喀痰検査及び血沈検査を受け、同年五月一七日付けで異常なしとの結果を得、その事実をB校長に報告している。

他方、Xは、B校長に対し、昭和五八年一月二八日午前一時四〇分頃、県人事委員会に措置要求書を提出するため午前一時五〇分から職免（職務専念義務免除）にしてほしい旨を申し出た。これに対しB校長は、同日におけるXの担当の授業、学校行事並びに県人事委員会までの往路所要時間及び県人事委員会における意見交換の時間を勘案の上、Xに対し、午後二時三〇分から職免を承認する旨回答したが、Xは、この回答及びC教頭による指導に従わず、

何の手続も取らずに午後一時二五分頃職場を離脱した。その後、B校長は、「療養休暇、特別休暇及び職免承認簿、欠勤簿」に「二月二八日午後一時三〇分から二時三〇分まで欠勤一時間、同二時三〇分から五時まで休憩時間三〇分を除いた職免二時間」と記入の上Xに対し押印を求めたが、Xはこれに応じなかった。なお、Xは、昭和五八年の年次休暇を同年一月一五日までについて消化していたため、年次休暇の届け出をするようB校長が指導する余地はなかった。

以上に対し、Y市教委は、昭和五九年二月一日、①B校長によるエックス線検査受診にかかる職務命令を拒否したこと、及び、②B校長がXによる職免申請を一部拒否したにもかかわらず職場を離脱したことにより、Xには地方公務員法第二九条第一項第一号及び第二号の事由があるとして、Xの同日から同年四月三〇日までの給料及びこれに対する調整手当の合計額の一〇分の一を減ずる旨の減給処分を科した（以下、

「本件処分」という。

本件は、Xが、地方公務員法第二十九条第一項第一号及び第二号に該当する事由がなく、本件処分は違法であると主張し、その取消を求めた事案である。

第一審である名古屋地裁平成八年五月二十九日判決（判例タイムズ九四一号一七二頁）は、上記の事実関係の下では、学校保健法、労働安全衛生法及び結核予防法のいずれの規定を根拠とするにせよ、その定期健康診断において胸部エックス線検査を実施することの相当性について医学的な疑問が提起され、その実施が一部縮小されている状況にある上、Xが過去のエックス線暴露歴が多いためこれを避けたい旨を表明し、かつ、喀痰検査を自ら事前に受検して異常のない旨の検査結果をB校長に報告している以上、本件において、XにはB校長によるエックス線検査の受検にかかる職務命令に従うべき義務はなかったものというべきである、としてXの請求を認容し、本件処分の取消を命じた。

これに対してY市教委が控訴したところ、

控訴審である名古屋高裁平成九年七月二五日判決（判例タイムズ九六一号一七九頁）

は、学校保健法自体には、学校設置者が実施する定期健康診断を教職員が受診すべき旨を定めた規定はないけれども、結核予防法第七条第一項、労働安全衛生法第六十六条第五項により、教職員が学校管理者の実施する健康診断受診義務を負うことは明らかであり、結核予防法と学校保健法、及び労働安全衛生法の目的から考えると、これらの各法は、それぞれに定める健康診断を実施することにより、受診者個人の健康の増進はもとより、職場環境、教育環境における各人の健康の保持増進を図り、快適な環境を形成しようとしていると解されるため、Xがエックス線検査を受診しなかった事実が、地方公務員法第二十九条第一項第一号に該当することは明らかであるというべきである、と判示して第一審判決を取り消し、本件処分は有効であるとしてXの請求を棄却したため、Xが上告したのが本件である。

判決要旨

上告棄却。

「学校保健法による教職員に対する定期健康診断、中でも結核の有無に関する検査は、教職員の保健及び能率増進のためはもとより、教職員の健康が、保健上及び教育上、児童、生徒等に対し大きな影響を与えることにかんがみて実施すべきものとされている。また、結核予防法は、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とするものであり、同法による教職員に対する定期健康診断も、教職員個人の保護に加えて、結核が社会的にも害を及ぼすものであるため、学校における集団を防御する見地から、これを行うべきものとされているものである」。

「これらによると、市町村立中学校の教諭その他の職員は、その職務を遂行するに当たって、労働安全衛生法六六条五項、結

核予防法七条一項の規定に従うべきであり、職務上の上司である当該中学校の校長は、当該中学校に所属する教諭その他の職員に対し、職務上の命令として、結核の有無に関するエックス線検査を受診することを命ずることができるものと解すべきである」。

以上によれば、「B校長の上記命令は適法と認められ、Xがこれに従わなかったことは地方公務員法（平成一年法律第一〇七号による改正前のもの）一九条一項一号、二号に該当するといふべきである」。

争点の検討

本件は、学校における定期健康診断の受診が、教職員の「職務上の義務」であるのか、また、かかる健康診断の受診を学校管理者が「職務命令」として強制できるかが、学校保健法の解釈をめぐって争われた事案である。本件は、抽象的な理論のみを取り出してみれば、最高裁判所が、学校保健法のほか、労働安全衛生法及び結核予防法の

規定及び各法律の目的から、「教職員の健康診断受診義務」を一般的に認め、管理者の受診命令に従わない者に対しては地方公務員法第二十九条第一項第一号及び第二号に基づく懲戒の対象となることを判示した裁判例であるが、かかる命令が適法であることの根拠と本件処分との関係については、後記のとおりやや微妙な問題がないわけではない、慎重な検討が必要である。

前記のとおり、本件におけるB校長のエックス線検査受検命令が学校保健法の規定との関係で適法であるとする根拠として、最高裁は、①労働安全衛生法及び結核予防法に明文で規定された労働者の健康診断受診義務が存在することのみならず、②学校保健法及び結核予防法に基づく健康診断、特に結核検査の目的が、それぞれ、「教職員の保健及び能率増進のためはもとより、教職員の健康が、保健上及び教育上、児童生徒等に対し大きな影響を与えることにかんがみて実施すべきもの」（学校保健法）、及び、「結核が個人的にも社会的にも害を

及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とするものであり、〔結核予防〕法による教職員に対する定期の健康診断も、教職員個人の保護に加えて、結核が社会的にも害を及ぼすものであるため、学校における集団を防衛する見地から、これを行うべきもの」（結核予防法）であり、児童生徒に対する結核の蔓延を防止する必要性があることを強調している。これらのうち、明文の規定のない学校保健法上の健康診断受診義務を認める実質的な理由となっているものが②の児童生徒に対する結核の感染防止の必要性であることは明らかであろう。従って、本件において最高裁が肯定した教職員の健康診断受診義務は、単なる結核検査の受診義務にとどまるものでなく、児童生徒に対する蔓延を防止すべきあらゆる疾患の検査に等しく妥当する可能性があるほか、伝染性疾患に罹患した教職員に対して、学校管理者が学校における保健管理及び安全管理に関する裁量権に基づき合理的な命令が下せることにまで、拡

張されていく可能性がある。

しかしながら、その際に問題となるのは、個々の命令ないし処分合理性ないし適法性を根拠付ける具体的な規定が、すべての状況について存在するとは限らないため、学校管理者の裁量権の範囲と限界をどのように位置付けるかである。学校管理者の側に完全かつ一方的な裁量権が具体的規定なしに存在することは、本件判決が結核予防法の明文の規定を引用している以上、本件の議論から直ちに導かれるわけではなく、そもそも、学校の保健管理ないし安全管理の名の下に教職員の地位が不安定とされることは、労働安全衛生法等における健康診断の実施が第一義には労働者の健康と安全に配慮してなされるべきであることと、実質的に矛盾してくる可能性すらないではない。しかしながら、逆に、すべての伝染性疾患について結核予防法のような明文の規定が事前に整備されているとは限らない以上、蔓延の危険が現に迫っている場合に当該教職員の自主的な対処にすべてを委ねる

ことは、学校管理者にとって保健管理及び安全管理に関する自己の義務を適切に果たせないことが明らかであるから、すべての健康診断受診義務について明文の規定が必要であると考えられることも、やや妥当でないと言わざるを得ない。

このように、学校における教職員の健康診断が、第一義には当該教職員の健康維持のために行われるものであるとしても、同時に児童生徒の健康に対する配慮義務を教職員が一般的に負っていることの論理的帰結として、健康診断受診義務を一般的な義務として認めることは合理的なことであると思われる。本件に関する判例批評等においても、エックス線検査に対するXの有する不安感については心情的に理解できないではないとの見解や（秋田成就「第一審判例批評」労働判例七二四号六頁・一九九七年）、使用者が健康診断を実施すべき義務と労働者が健康診断を受診すべき義務とは別次元であり原則としては労働者の自己決定に委ねるべきであるとの見解が（中村和

雄「控訴審判例批評」民商法雑誌一二〇巻二号三五三頁・二〇〇〇年、矢部恒夫「本件判例批評」法律時報七四巻四号一〇六頁・二〇〇二年）むしろ有力であるが、児童生徒に対する健康管理の必要性をも考慮の対象とした場合には、教職員の健康診断受診義務を正面から否定するものはなく、疾患の早期発見と労働者の健康管理に関する自己決定とのバランスを考慮して解釈すべきであるとの見解が大勢である（中村和雄・前掲水島郁子「本件判例批評」民商法雑誌一二五巻三号四一〇頁・二〇〇一年、西村健一郎「本件判例批評」労働判例八〇八号五頁・二〇〇一年、磯部哲「本件判例批評」ジュリス卜臨時増刊一二二四号三九頁・二〇〇二年）。
もつとも、本件においてXが健康診断受診拒否により減給処分を受けたことは、処分の相当性としてやや問題となる余地がないではない。すなわち、前述のとおり、学校保健法上明文の規定のない教職員の健康診断受診義務を認めるための実質的理由が、児童生徒に対する結核の蔓延を防止するこ

とに求められる以上、この義務違反に対する制裁も、かかる実質的理由との関係で相当性が判断されるべきであり、減給処分によつて結核蔓延防止が実質的に図られるわけでないことを考えれば、本件処分に限らずして相当性があるかは疑問の余地がないではない。もつとも、本件の認定事実によれば、Xは健康診断受診拒否に加えて職免申請が一部不承認であつたにもかかわらず職場を離脱したことも処分対象とされており、減給処分の相当性はこの職場離脱との関係で正当化できるものと考えられる。ただし、その場合には、わずか一時間の職場離脱に対して三カ月間減給一割という本件処分がやや重すぎるのではないかという疑問は、全く生じないわけではない。しかしながら逆に、結核の蔓延防止を直接実現できる方法であることを理由として、出勤停止、授業担当解除等の処分を科すことについては、他の命令違反に対する処分との均衡が問題となつてしまいかねない。

このように、「学校における児童生徒の

健康管理の必要性」から「教職員の健康診断受診義務」が導かれ、そこから「受診拒否については職務命令違反」となり、「不利益処分が適法となる」という本件の抽象的な理論構成は、一応合理的であるとは考えられるものの、今後発生しうる事案に際しては、処分権者の具体的な裁量権の行使の仕方を慎重に吟味していく必要があるように思われる。（筑波大学助教授・星野 豊）
（参照文献） 本文で引用した論稿参照。